

《研究ノート》

千葉少年鑑別所における学習支援の実践

—外部講師の視点から—

渡邊 友美 (成城大学治療的司法研究センター PD 研究員)

1 はじめに

執筆者は、2012年から学習等支援講師（教科学習指導）を千葉少年鑑別所から委嘱され、在所者の健全な育成のための支援の一環として、授業形式の学習支援を担当している¹。

そこで、本稿では、千葉少年鑑別所の許可を得て、千葉少年鑑別所における学習支援の具体的な実施内容を紹介して少年鑑別所の処遇の一端を示し、少年鑑別所や少年の処遇に関して興味・関心を抱くきっかけを提供したい。また、外部講師の視点から、これまでの講師経験から得た雑感を示し、今後、少年鑑別所が少年に対する健全な育成のための支援の具体的な実施内容や方法を検討する上で参考になる情報を示すことができると考えている。

以下では、まず、少年鑑別所における学習支援について簡単に説明した後で、千葉少年鑑別所での学習支援の実施内容を紹介し、最後に、雑感を述べる。

なお、本稿の掲載については、千葉少年鑑別所の事前の許可を得ているが、事前の許可と本稿の内容に関する責任とは別であり、本稿の内容に関する責任はすべて執筆者にある。

2 少年鑑別所における学習支援とは

少年鑑別所は、法務省所管の施設であり、全国に分所も含めて52か所²設置されている³。少年鑑別所に送致される少年は、主として、家庭裁判所が審判のために必要があると認めて観護措置の決定を下した少年である（少年法第17条第1項第2号）⁴。

2015（平成27）年6月1日に施行された少年鑑別所法（平成26年法律第59号）に基づき、少年鑑別所は、観護措置が執られた少年らに対し、必要な観護処遇を行うことを業務の1つとしている（少年鑑別所法（以下、「少鑑法」という）第3条第2号。また、第14条第1項参照）。必要な観護処遇には「健全な育成のための支援」が含まれており、生活態度に関する助言及び指導（少鑑法第28条）と、学習等⁵の機会の提供等

（少鑑法第29条）が規定されている⁶。

少年鑑別所には義務教育である小学校・中学校に在学中の少年も收容されることから、義務教育を終えていない者に対しては「学習」の機会が与えられるよう特に配慮しなければならない（少鑑法第29条第2項）。もっとも、「学習」の内容は、義務教育課程における学習内容に限定されず、幼稚園から大学までの教育機関で行われる内容を含んでいる⁷。また、「学習の機会」で念頭に置かれているのは、在所者が「勉強を教わる機会」のことではなく、「自習ができる環境を与えられること」のようである⁸。

3 学習支援の実施内容

執筆者が実施している学習支援の内容・方法は、指導体制などに若干の変更はあるものの、担当時から大きな変更はない。

3.1 実施回数と指導体制

数学⁹1時間と国語1時間を連続して担当し、週1回実施している¹⁰。年末年始や祝祭日、双方の都合で実施しないこともあるため、多くても年間45回程度である。

当初は、数学も国語も1対複数の集団指導体制であったが、現在ではいずれも1対1の個別指導体制である。この変更に関しては、後述する。

3.2 参加者

授業への参加を希望する在所者の中から職員が選別するが、義務教育課程の希望者が優先である（少鑑法第29条第2項）。千葉少年鑑別所の入所者の年齢傾向から¹¹、義務教育課程を終了した少年が参加することも多い。

在所者は非行事実があると確定しているわけではなく¹²、少年鑑別所の業務に矯正教育が含まれていないことから（少鑑法第3条参照）、学習支援は矯正教育ではない。そのため、授業への在所者の参加意思が必須であり、参加を強制することはできない¹³。義務教育課程の在所者など、授業に参加することが本人のためになると職員が

判断しても本人が参加を希望しない場合は、職員がうまく働き掛けてモチベーションを高めさせ、在所者が参加を希望する場合もある（少鑑法第20条参照）¹⁴。実際に、職員の働き掛けが功を奏し授業に参加した在所者もいるが¹⁵、頑なに参加を拒否する在所者もいるとのことである。

数学と国語で参加者が異なることが多いが、同一の場合もある。前週に参加した在所者が、同一科目の授業に再度参加することもあれば、他の科目の授業に参加することもある。入所期間の関係等で、1回の参加で終わる在所者も多い。

3.3 授業内容と使用教材

数学は、参加者の希望を基に、その時点の参加者の学力レベル（以下、単に「レベル」という）を踏まえて決定する。参加者のレベルはチェック・テストで把握する。チェック・テストは、小学校から中学校卒業までの学習内容を出題範囲とする約50問のテストである¹⁶。執筆者が講師を担当してから一度改訂しており、改訂作業には講師も加わった。

数学の授業で使用する教材は、主として講師所有の市販教材である¹⁷。参加者が、参加者自身の学習教材（学校の教科書や問題集、プリントなど）を用いて自習している場合には、参加者の学習教材と講師所有の市販教材の双方を使用することがある¹⁸。

前週も参加した参加者の場合は、後述する授業アンケートの内容や、前週の参加者の理解度などを踏まえて教材を準備し、授業開始時に参加者の希望を聞いて決定する。前週と全く同一の内容を実施して知識の確認・定着を重視することもあれば、前週の復習をしてからさらに進んだ内容を実施する場合もある。また、前週と全く違う単元を実施することもある。

国語は、担当当初は詩や説明文などの文章読解を実施していたが、漢字を希望する参加者が多かったため、現在は、講師所有の市販教材の「漢字のしりとり迷路」と類義語・対義語を実施している¹⁹。「漢字のしりとり迷路」は小学校卒業程度の漢字の読みができないと進めにくいことから、そのレベルに達しない参加者の場合は²⁰、法務省矯正局が作成した学習教材「STEP」²¹を使用する。

前週と同一の参加者の場合は、難易度を上げた類義語・対義語や、同音異義語、熟語の成り立ちなど漢字に関係する単元を準備し、授業開始時に参加者の希望を聞いて実施する。

3.4 その他

参加者は、授業を終えて部屋に戻ってから授業アンケートを記入する。授業アンケートには、実施した内容、感想、要望、次回参加希望（はい/いいえ）を記入する欄がある。翌週、講師がそれを閲覧する。

授業アンケートに記載された感想は、一言の場合もあれば、枠いっぱい書いてあることもある。また、誤字脱字が多かったり助詞の使い方が不適切であったりする文章もあれば、漢字を適切に使用し、読みやすい文章もある。授業はおおむね好評で、「楽しかった」「わかりやすかった」「面白かった」といった感想がほとんどである。

また、講師は、授業終了後に「健全な育成のための支援実施記録」を記入するよう2023年度から千葉少年鑑別所に依頼されている²²。実施した内容と、参加者について特に気づいたこと、例えば、参加者のコミュニケーションで気になる部分や、参加者の授業への取り組み方、授業中の参加者の態度の変化などを記入している²³。千葉少年鑑別所によると、記載内容のうち、学習への意欲や理解力等を鑑別の参考にもしているとのことである。

4 学習支援の実施方法

授業当日は、その日の授業担当職員と授業前に約30分程度打ち合わせをする。打ち合わせでは、参加者の年齢や就学状況、レベル、知的障害など障害の有無、自習状況などを職員から聞いて授業内容を決定する。また、参加者との円滑なコミュニケーションのために、参加者の性格や特に注意すべきこと、外見の特徴²⁴などを聞いている²⁵。

授業は、職員の号令で挨拶をして開始する。ホワイトボードを使用し、講師による説明と参加者による問題演習を繰り返す。個別指導なので、授業内容や参加者の性格、理解度に応じて柔軟に対応し、参加者による問題演習を中心に行い、解説が必要な場合のみ講師が解説したり、授業担当職員を巻き込んで授業を展開したりすることもある。また、授業で配布した教材は参加者が部屋に持ち帰れるので、授業中にすべての問題を解くことはせず、残した問題は部屋でやってみよう勧めている。複数回授業に参加した者しか確認できないが、ほとんどの参加者が問題に取り組んでいる。

参加者に面会者が来たときには、少年の権利である面会が優先される（少鑑法第80条、第85条等参照）²⁶。授業開始直後に面会が入ったときなどは、職員が予め選んでいた別の参加者に変更して、あるいは、職員が新たに在所者に希望を聞いて参加者を決め、改めて授業を実

施することもある。在所者の人数や状況、参加希望者がいないなどにより、時間を残して授業を終了することもある。

最後に、職員の号令で挨拶をして、授業を終了する。

5 雑感

以上のような学習支援を約10年間担当して得た雑感を、紙幅の都合等によりすべて述べることはできないので重要な点のみ簡単に述べる。なお、講師が接したことのある少年は千葉少年鑑別所の入所者全体の1割程度であり、少年に関する記述は千葉少年鑑別所の在所者の一部の姿に過ぎず、千葉少年鑑別所及び全国の少年鑑別所の入所者の平均的な姿を表しているものではないことに留意されたい。また、本稿は、冒頭で断った通り千葉少年鑑別所の事前の許可を受けているが、参加者の印象や学習支援の在り方等に関しては、あくまでも執筆者独自の意見であり、千葉少年鑑別所とは無関係である。

5.1 接し方について

参加者の中には、教員などのいわゆる「権力」を持った大人に対し、嫌悪感や敵対心を持っている子もいる²⁷。そのため、スーツのような服装を避けてできるだけだけた服装にし、化粧や装飾品も控えるようにしている。また、授業中は笑顔を絶やさず、砕けた口調で、感情を大げさに出して話すよう心がけている。

しかし、「学校の先生からはこのように教わった」「親からはこのように教わった」と主張して講師の説明を拒絶するなど、敵対的・反抗的態度を示す参加者が、稀ではあるがいる。そのやり方に思い違いなどが含まれている場合には、参加者を否定せずに正しい解き方に誘導しようとするが、うまくいったことはほとんどない²⁸。

また、上述のような講師の態度を媚びているように感じるのか²⁹、講師を軽んじるような態度を取る参加者や、ポケットに手を入れるなど緊張感がなくなってしまう参加者が、わずかではあるが出てしまうことがある。人と接する態度として好ましくないが、それを注意して「更生させる」のは講師の役割ではないため、授業に支障がない限りは気にせず授業を継続するようにしている³⁰。

5.2 参加者の表現の理解について

参加者の中には、解き方を理解しても、それに慣れていないことを「難しい」「無理」「わからない」と表現する者がいる。参加者の真意を汲み取れずに講師が（過剰な）配慮をしてその単元を諦めてしまうと、参加者の学力向上を妨げてしまうことになる³¹。対話をして参加者の真意を把握するよう努めているが、自分の内面を説明

しきれない参加者もいる。参加者の言葉だけでなく、表情や反応、解くスピード、途中式の書き方や間違え方などから総合的に判断するように注意しているが、授業後に思い返してようやく参加者の真意を理解できることもある。

5.3 実施体制について

当初は1対複数、最大で5~6名の集団指導体制であったが、個別指導体制に変更したという経緯がある。

数学は、参加者のレベルに適した内容を実施するため、参加者ごとに教える内容が異なることがほとんどであり、1人1人個別に教えるしかない。参加人数が増えれば増えるほど1人に費やす時間が減ってしまい、また、理解力が高い参加者ほど対応時間が少なくなってしまうなど接し方にばらつきが出てしまった³²。実際はどうであれ、他の参加者と比べて自分があまり対応してもらえていないと参加者が感じてしまうと、その不満が学習意欲の低下や「大人」に対する不信感を招く危険がある。

国語は、同一の内容を教えるため、参加者に対する講師の対応に差が出ることは少なかったが、同一の内容だからこそ参加者がお互いを気にしてしまい、素直な反応を引き出しにくいことが多かった。また、参加者のレベルに著しい差があると、レベルが低い参加者が授業の途中でやる気を失ってしまうこともあった³³。

このような授業では、健全な育成のための支援にならないと感じ、職員に相談して個別指導体制に変更してもらった。

しかし、職員の中には、希望者全員に授業を受けさせたいから集団指導を維持して欲しい、という意見を持つ者もいた。確かに個別指導では、1科目につき多くても年間のべ48名しか授業を受けられない。しかし集団指導であれば、場合によっては1科目につき年間のべ200名以上も授業を受けられる可能性がある。また、集団指導であっても、その少年鑑別所の在所者の傾向や講師の力量、実施内容によっては、充実した学習支援を提供することが可能であろう。

講師の力不足が大きな理由であるが、希望者全員に授業を受けさせられない心苦しさを感じつつも、現在も個別指導体制を継続している。

6 おわりに

少年鑑別所の入所者に対し、世間の印象はあまりよくないであろう。しかし、学習等支援講師として参加者に接した印象は、どの参加者もどこにでもいそうな普通の子である。いわゆる不良のような見た目や態度の子もい

るが、授業を進めるうちに学ぶことの楽しさに目を輝かせる子がとても多い。在所者に健全な育成のための充実した支援を提供している千葉少年鑑別所に敬意を表するとともに、微力ながら今後も少年たちの健全な育成に貢献していきたいと考えている。全国の少年鑑別所で学習支援を充実させるにあたり、本稿が一助となれば幸いである。

謝辞

本稿を公表するにあたり、千葉少年鑑別所長内山八重氏には、許可に必要な内容確認にとどまらず、示唆的な意見を頂戴した。統括専門官（観護担当）矢部博之氏には、連絡担当としてご尽力いただいた。また、平素より千葉少年鑑別所の職員の皆さまには、学習支援を実施するにあたり様々な配慮をしていただいている。ここに深謝の意を表す。

注記

¹ 少年鑑別所法施行後から本稿脱稿時点までに、矯正に関する論説や実務紹介等を掲載している月刊誌「刑政」（雑誌の詳細は、公益財団法人矯正協会、「刑政」誌、<https://www.kyousei-k.gr.jp/keisei.html> 参照（最終アクセス日 2023 年 12 月 12 日））の「施設だより」で、「教える」という方法を取り入れた学習支援の実施に言及している少年鑑別所は、北から順に、山形少年鑑別所（129 巻 9 号（平成 30 年）102 頁）、水戸少年鑑別所（129 巻 8 号（平成 30 年）82 頁）、千葉少年鑑別所（129 巻 10 号（平成 30 年）112 頁）、東京少年鑑別所（134 巻 6 号（令和 5 年）112 頁）、横浜少年鑑別所（132 巻 6 号（令和 3 年）110 頁）、甲府少年鑑別所（127 巻 10 号（平成 28 年）122 頁）、長野少年鑑別所（134 巻 9 号（令和 5 年）104 頁）、金沢少年鑑別所（127 巻 11 号（平成 28 年）148 頁）、津少年鑑別所（132 巻 7 号（令和 3 年）92 頁）、神戸少年鑑別所（132 巻 8 号（令和 3 年）156 頁）、奈良少年鑑別所（130 巻 1 号（平成 31 年）110 頁）、岡山少年鑑別所（130 巻 4 号（平成 31 年）102 頁）、山口少年鑑別所（128 巻 1 号（平成 29 年）104 頁）、徳島少年鑑別所（128 巻 2 号（平成 29 年）120 頁）、福岡少年鑑別所（132 巻 10 号（令和 3 年）88 頁）、佐賀少年鑑別所（129 巻 12 号（平成 30 年）88 頁）、熊本少年鑑別所（132 巻 11 号（令和 3 年）124 頁）、大分少年鑑別所（134 巻 8 号（令和 5 年）84 頁）、鹿児島少年鑑別所（130 巻 5 号（令和元年）92 頁）の 19 施

設であった。

- ² 全国の少年鑑別所の一覧は、法務省、https://www.moj.go.jp/kyousei/kyousei_kyousei16-05.html、参照（最終アクセス日 2023 年 12 月 12 日）。
- ³ 旧少年院法（昭和 23 年法律第 169 号）が 1949（昭和 24）年 1 月 1 日に施行されて「少年鑑別所」という名称の施設が作られたが、これは、少年観護所に附置され、鑑別業務のみを行う施設であった。その後、1950（昭和 25）年 4 月 15 日に旧少年院法が改正され、少年観護所と少年鑑別所が統合されて「少年保護鑑別所」になり、1952（昭和 27）年 8 月 1 日に施行された法務府設置法等の一部を改正する法律によって、少年鑑別所に改称された（矯正協会編『少年矯正の近代的展開』（矯正協会、1984 年）771—781 頁参照）。
- ⁴ 少年審判と処遇の流れや、少年鑑別所での鑑別の流れなどに関しては、法務省矯正局「少年鑑別所のしおり」（令和 4 年 4 月版）（<https://www.moj.go.jp/content/001221182.pdf>）参照。5 頁の「少年の一日の過ごし方（例）」の 13 時に、「学習支援」の記載がある。
- ⁵ 「学習等」とは、学習、文化活動その他の活動のことである（少鑑法第 29 条第 1 項）。文化活動その他の活動として、例えば、奈良少年鑑別所ではリコーダー講座（溝井寛「奈良少年鑑別所における「リコーダー講座」について」刑政 129 巻 6 号（平成 30 年）122 頁）、京都少年鑑別所では京都の伝統文化体験（木戸卓二「健全な育成のための支援「京都の伝統文化体験」」刑政 132 巻 12 号（令和 3 年）110 頁）、宇都宮少年鑑別所では苔栽培（佐藤真樹子・松下裕幸・古川雄万「餃子のまちの少年鑑別所」刑政 134 巻 10 号（令和 5 年）150 頁）などが実施されているようである。
- ⁶ 少鑑法施行前の学習支援の位置づけについては、櫻井秀夫「「健全育成」理解モデルへの一考察—少年法における非執行機関も含めた全体モデル試論—」千葉大学大学院人文公共学府研究プロジェクト報告書 323 巻（2018 年）21-23 頁参照。
- ⁷ 平成 27 年 5 月 27 日付法務省矯少訓第 11 号「在所者の健全な育成のための支援に関する訓令」（<https://www.moj.go.jp/content/001376496.pdf>、最終アクセス日 2023 年 12 月 11 日）第 4 条は、「学習」に関して、「(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による学校教育の内容の学習」と規定している。学校教育法は、学校教育の定義規定を置いてい

ないが、その第1条で幼稚園から大学などまでを学校と定義していることから、学校教育はそれらの教育機関で実施される教育を広く含む概念と考えられる。なお、少年鑑別所で適用される主な訓令・通達に関しては、法務省、矯正局、少年鑑別所で適用される主な訓令・通達（令和5年6月1日現在）、https://www.moj.go.jp/kyousei1/syounenkanbetusyo_kunrei-tsuutatu_index.html、参照（最終アクセス日2023年12月11日）。

- ⁸ 少鑑法施行規則第16条参照。また、平成27年5月27日付法務省矯少第142号「在所者の健全な育成のための支援に関する訓令の運用について（依命通達）」（<https://www.moj.go.jp/content/001376497.pdf>、最終アクセス日2023年12月11日）は、訓令第4条第1号に掲げる学習の機会を提供する際の留意事項の1つとして、「学習を希望する在所者に対しては、学習図書や教材の貸出を積極的に認めるとともに、管理運営上の支障が生じない範囲内で、学習図書の差入れ及び居室内で所持することのできる冊数について配慮すること」（第2条第1号ア）と規定している。
- ⁹ 正しくは、「算数または数学」であるが、数学で統一する。
- ¹⁰ 執筆者以外に、週1回、英語を担当している学習等支援講師がいる。
- ¹¹ 法務省の少年矯正統計（https://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_shonen-kyosei.html）によると、2022年の千葉少年鑑別所の新収容者の総数241名のうち、15歳以下は30名（約12%）、16歳以上は211名（約88%）である。
- ¹² 平成27年5月27日付法務省矯少第142号・前掲注（8）第5条第2号は、「法…第29条1項の規定による助言、指導及び援助は、在所者に非行事実があることを前提として在所者の問題点の改善を図ろうとするものであってはならない」と規定している。
- ¹³ 少鑑法第29条第1項は、在所者の「自主性を尊重しつつ」と規定している。また、平成27年5月27日付法務省矯少第142号・前掲注（8）第5条第1号は、学習の機会の付与に関する助言、指導及び援助に関して、「…強制にわたることがあってはならない」と規定し、同条第3号イは、「在所者の自発的な意思を確認した上で行うものとする」と規定している。
- ¹⁴ 平成27年5月27日付法務省矯少第142号・前掲注（8）第5条第3号イは、在所者の自発的な意思を確認した上で行うものとする規定しつつ、「ただし、義務教

育を終了していない在所者が訓令第4条第1号（引用者注：学習の機会の提供の活動内容に関する規定である）に掲げる学習を希望しない場合には、強制にわたらない範囲で、学習に対する意欲を喚起するための働き掛けを行うものとする」と規定している。

- ¹⁵ このような事情は授業の実施方法に影響を与えるため、事情を説明してくれる職員には感謝している。
- ¹⁶ 授業開始時まで採点まで終えるよう千葉少年鑑別所に依頼している。
- ¹⁷ 2桁の足し算や掛け算九九から、数ⅠA、数ⅡBまで全9冊に増えた。
- ¹⁸ 自習状況は、授業担当職員が知り得る範囲で講師に伝えられる。事前に自習状況の伝達が講師にされず、授業時に参加者が自分の学習教材を持参することもあり、そのときは対応できれば対応している。
- ¹⁹ 国語は、参加者が参加者自身の学習教材で自習をしても、その教材をその場で見て解説することは困難であるため、それを利用することはほぼない。
- ²⁰ 参加者のレベルは授業担当職員に確認しており、ほとんどの職員は、事前に参加者のレベルを把握してくれている。
- ²¹ ドリル形式の書き込み式教材である（影山英美「少年鑑別所における学習等支援の充実について」家庭の法と裁判17号（2018）150頁参照）。
- ²² このような書類以外に、教室から戻るときに授業担当職員に参加者に関する雑駁な意見や感想を口頭で伝えている。講師の拙い分析であっても真摯に受け止めてくれる職員や、授業中の参加者の態度が日常の態度と異なり驚いたといった感想を伝えてくれる職員も少ないながらもいる。学習支援は、少年のためだけでなく職員の気づきにもつながっているようである。
- ²³ 記録に関して、東本愛香氏（千葉大学社会精神保健教育研究センター特任講師・成城大学治療的司法研究センター客員研究員）から、特定の状況で特定の言動が出る場合にはそのことを記録しておく、特に短期処遇になった少年の資料として有益であるとの助言をいただいた。今後、東本氏とともに、千葉少年鑑別所の職員と検討をしたいと考えている。
- ²⁴ 外見に何らかの特徴がある場合には、事前に聞いておけば心構えができるため、それを目にして驚いたとしても表情に出さないようにできる。過去には、事前に聞かされていなかったため、わずかであったと思うが驚いた感情が顔に出てしまったようであり、参加者がそれを敏感に察知して信頼関係がマイナスからスタートしてしまったことがあった。

- ²⁵ 参加者の性格に関する情報を詳細に把握して伝えてくれる職員もいる。情報がなくても、授業を実施しながら参加者の性格を手探りで把握して柔軟に対応しているが、やはり事前に情報があればあるほど授業を円滑に実施できるため、多忙な中そのような事前準備をしてくださる職員にはとても感謝している。
- ²⁶ 平成27年5月27日付法務省矯少第142号・前掲注(8)第5条第3号ア参照。
- ²⁷ 11歳頃から16歳頃の前青年期は、いわゆる第二反抗期と呼ばれ、攻撃性は、親、教師などに向けられて表現されるとのことである(廣井亮一『悪さをしない子は悪人になります』(2023年、新潮社)54頁参照)。
- ²⁸ これ以上授業を実施できないと感じ、早めに授業を切り上げたこともある。そのときの授業担当職員は状況を理解してくれて、柔軟に対応してくれた。
- ²⁹ 支援者は子どもに好かれる必要があるが、好かれることは機嫌を取るのではないと指摘する法務教官の言葉を紹介するものとして、宮口幸治『どうしても頑張れない人たち ケーキの切れない非行少年たち2』(2021年、新潮社)88-89頁参照。著者も述べている通り、実践することは難しい。また、同書149-152頁も参照。
- ³⁰ 授業担当職員が授業中に参加者のそのような態度を注意したこともある。その参加者は注意を受けたことによる学習意欲の低下はなかったが、場合によっては授業が継続できなくなるおそれもあり、難しいところである。
- ³¹ 「大人」が障害を作り出してしまう危険性について、宮口・前掲注(29)40-41頁参照。
- ³² 授業内容が全員同一あるいは同一の参加者が数人いても、理解力には差があるため進捗が異なり、授業開始時は全員又は数人に一斉に教えることができても、徐々に個別指導に移行せざるを得なかった。
- ³³ 参加者のレベルが同程度のときに、競い合って問題に答え、答えられなかったり間違えたりしたときには悔しい気持ちを素直に見せるなど、活気ある授業ができたときもある。